

# 人員計画・人件費について④

2023年4月11日（火）

第41回 料金制度専門会合  
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日御議論いただきたい点について

- 本日は、これまでの専門会合（第31回・第34回・第36回）に引き続き、人員計画・人件費について御議論いただきたい。
- 本資料では、料金改定申請を行った7事業者（北海道・東北・東京・北陸・中国・四国・沖縄。以下「7事業者」という。）の人員計画・人件費について、前回会合までに御議論をいただいた内容を踏まえて査定の方向性をお示ししているところ、これに関して御議論いただきたい。
  - ✓ 人員計画：従業員の人員構成（前回会合の御意見に対する回答）
  - ✓ 人件費：
    - ①従業員 1 人当たりの年間給与水準
    - ②従業員 1 人当たりの超過労働給与
    - ③出向者給与負担
    - ④退職給与金
    - ⑤委託集金費
    - ⑥雑給

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定①

- 役員給与・給料手当等の人件費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっている。また、料金審査要領において、人員計画・人件費の審査に係るメルクマール等の考え方が示されている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二～十一 （略）

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定②

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第1節 基本的考え方

1. ～4. （略）
5. 従業員以外のものであってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

#### 第2節 営業費

##### 1. 人員計画・人件費

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
- (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (3) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
- (4) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
- (5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
- (6) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。
- (7) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
- (8) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金及びイメージ広告に類似するものに係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。
- (9) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。
- (10) 地方議員兼務者の電気事業に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。

## 【参考】人件費の各項目の意味合い

- 人件費は、電気事業を運営する従業員等の人員を雇用等するための費用であり、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費・委託集金費及び雑給の各営業費項目で構成されている。

1. 役員給与：役員に対して支給される給与。ただし、従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を除く。
2. 給料手当：従業員に対する給与。
3. 給料手当（控除口（貸方））：組合活動、欠勤、懲戒休業等による給料の不払分。
4. 給料手当振替額（貸方）：「給料手当」に計上する金額のうち、建設工事等に従事した者の給料手当を各該当科目へ振り替えた金額。
5. 退職給与金：従業員に対する退職に係る支払額。
6. 厚生費（法定厚生費）：健康保険料、労災保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災補償費、健康診断費等の額。
7. 厚生費（一般厚生費）：保険費、厚生施設費、文化体育費、慶弔費、団体生命保険料等の額。
8. 委託検針費・委託集金費：従業員以外の者に検針・集金を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるもの。
9. 雑給：従業員以外の者（役員を除く）に対する給与・厚生費及び退職金。

# 1. 人員計画（従業員の人員構成）

## 2. 人件費

- ① 従業員 1 人当たりの年間給与水準
- ② 従業員 1 人当たりの超過労働給与
- ③ 出向者給与負担
- ④ 退職給与金
- ⑤ 委託集金費
- ⑥ 雑給

# 人員計画に係る主な論点

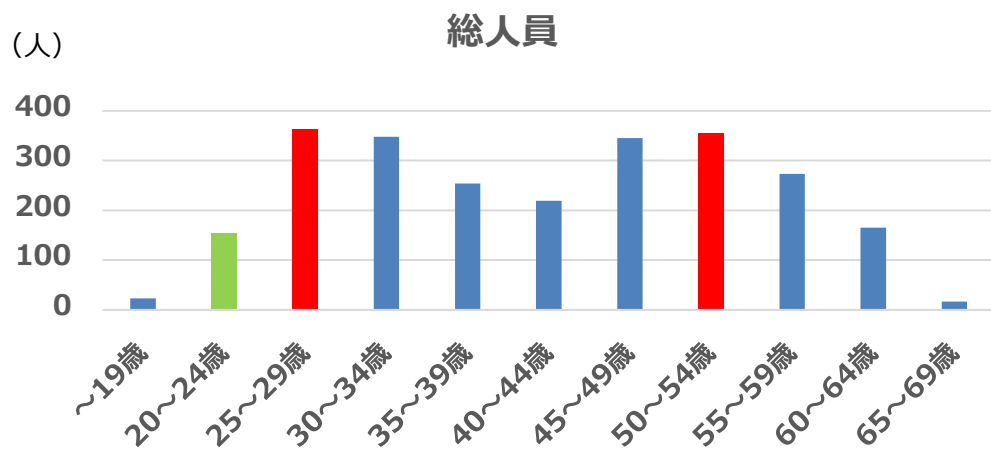
- 人員計画については、料金審査要領に基づき、原価算定期間（2023～25年度）における採用者数・退職者数などを含めた経費対象人員数の妥当性を確認するとともに、1人当たりの生産性の水準についても、他のみなし小売電気事業者（今回値上げ申請をしていない事業者を含む。）と比較することとなっている。
- 第36回会合では、事務局が試算した以下の指標について、事業者間比較を行い、7事業者の生産性を評価した。その結果、いずれも人員数が明らかに過剰な水準とは言えないとの評価となった。
  - ① 総人員当たり販売電力量等
  - ② 販売部門人員当たり販売電力量等
  - ③ 発電部門人員当たり発電電力量等
  - ④ 販売電力量等当たり人件費
- この評価の妥当性について、従業員の人員構成の観点からも御確認いただく。

## 従業員の人員構成①（総論）

- 第36回会合における委員からの御意見を踏まえ、7事業者の従業員の総人員、発電部門及び販売部門の人員構成を、以下及び次ページ以降に整理した。
- 7事業者とも40歳代・50歳代の従業員の構成比率が高く、今後10年程度で概ね3割程度の従業員が定年退職を迎える見込みである。（最も低い沖縄は2割、最も高い東北・中国・四国は3割5分程度）
- 一方、20歳代の従業員の構成比率は1割台が多く、最も高い北海道が2割、最も低い東京は東日本大震災以降、採用を一時停止していたこともあり1割に満たない状況である。
- これまでの専門会合において、事業持続性の観点から適切な人員確保を求める意見があるとともに、生産性の比較や従業員構成も踏まえると、7事業者における人員数は、明らかに過剰な水準とは言えないものと考えられる。

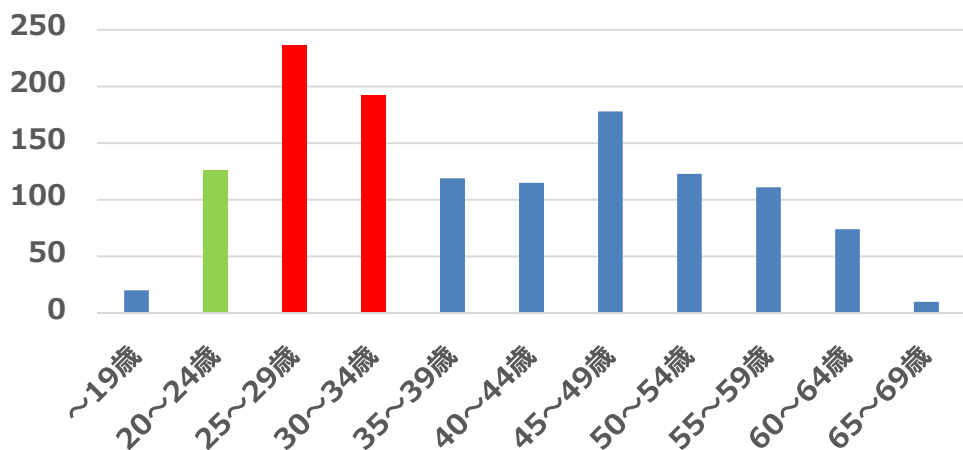


# 従業員の人員構成②（北海道電力）

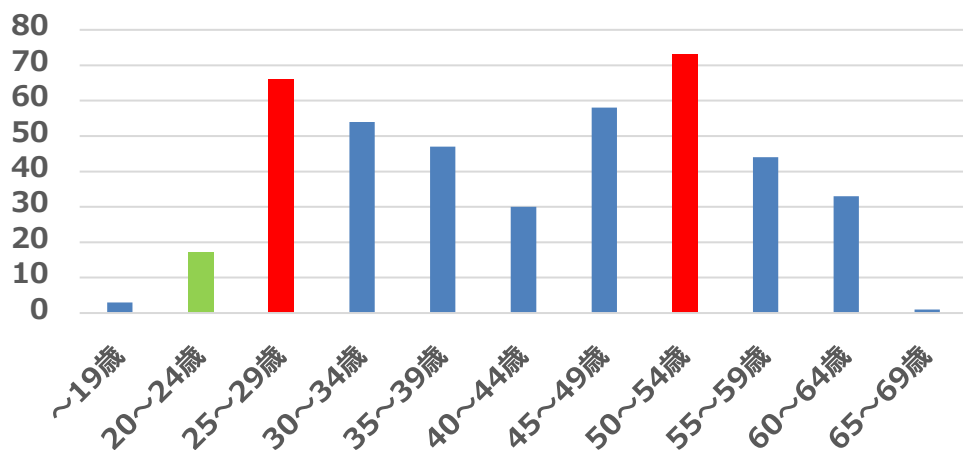


年齢	経費対象人員等							
	人員 (人)	割合 (%)	発電部門	割合 (%)	販売部門	割合 (%)	一般管理部門	割合 (%)
~19歳	23	1%	20	2%	3	1%	0	0%
20~24歳	153	6%	126	10%	17	4%	10	1%
25~29歳	362	14%	236	18%	66	15%	60	8%
30~34歳	348	14%	192	15%	54	13%	102	13%
35~39歳	254	10%	119	9%	47	11%	88	11%
40~44歳	219	9%	115	9%	30	7%	74	9%
45~49歳	345	14%	178	14%	58	14%	109	14%
50~54歳	355	14%	123	9%	73	17%	159	20%
55~59歳	273	11%	111	9%	44	10%	118	15%
60~64歳	165	7%	74	6%	33	8%	58	7%
65~69歳	17	1%	10	1%	1	0%	6	1%
合計	2,514		1,304		426		784	

発電部門人員

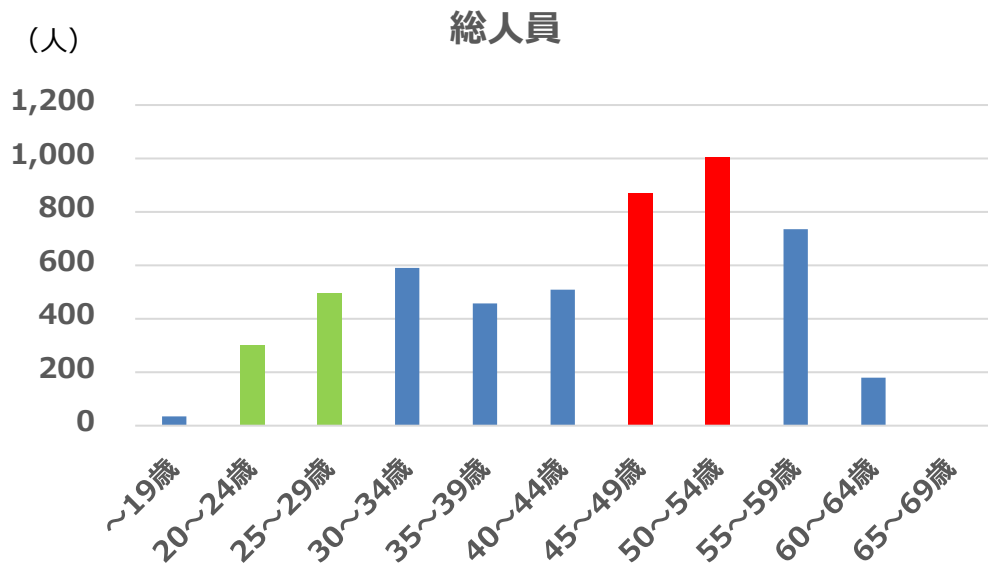


販売部門人員

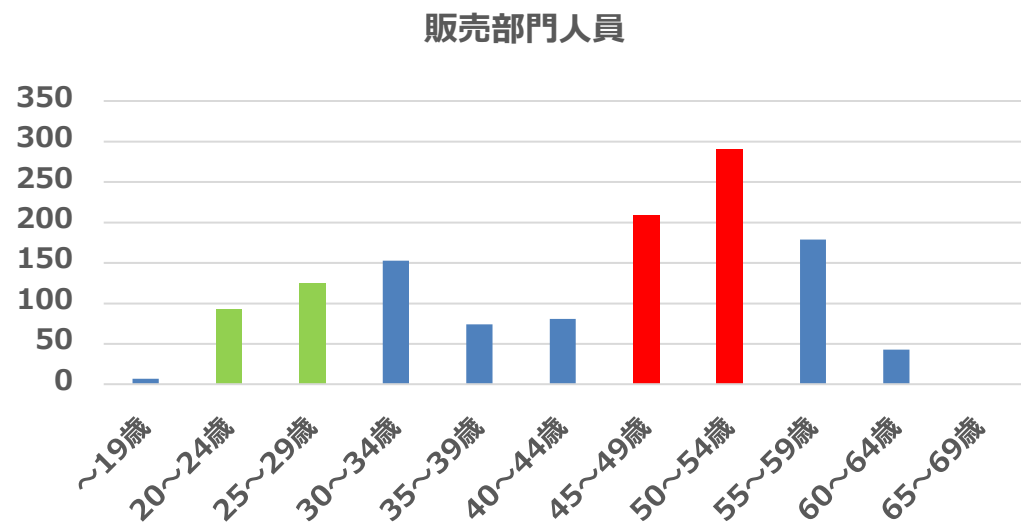
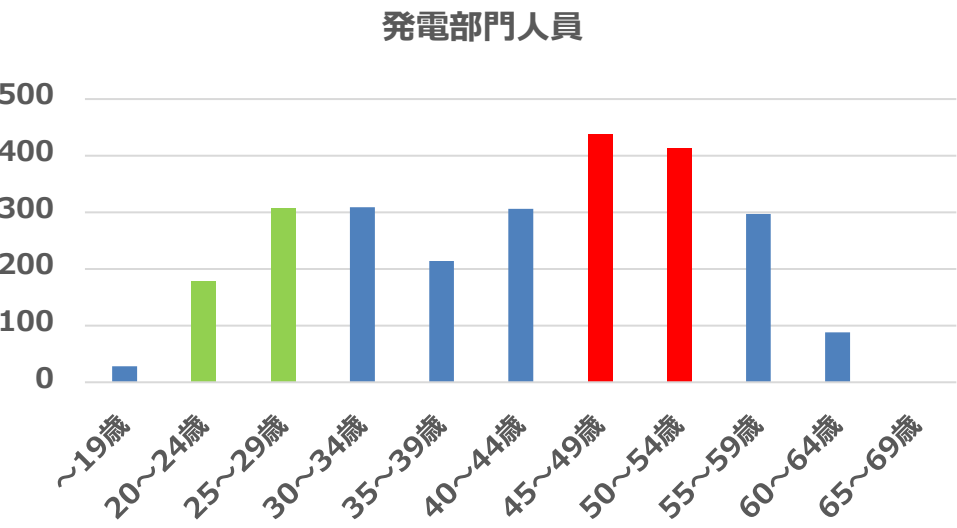


※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

# 従業員の人員構成③（東北電力）



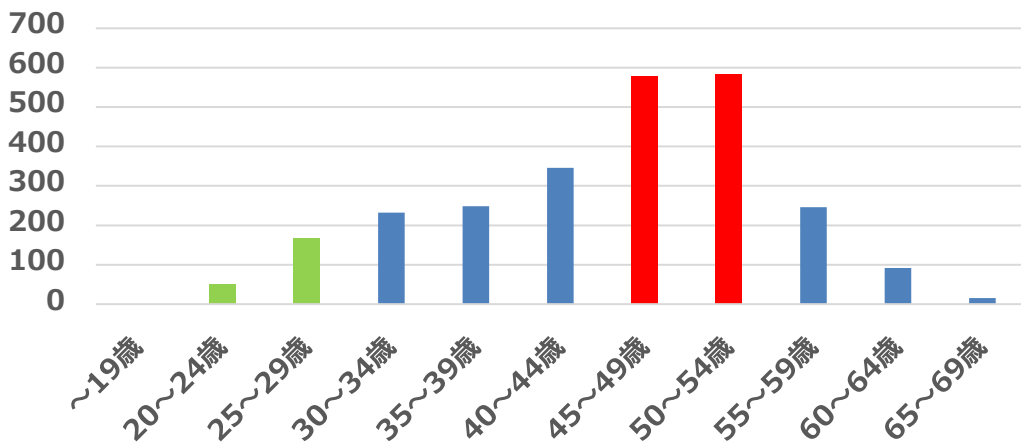
年齢	経費対象人員等							
	人員 (人)	割合 (%)	発電部門	割合 (%)	販売部門	割合 (%)	一般管理部門	割合 (%)
～19歳	35	1%	28	1%	7	1%	0	0%
20～24歳	303	6%	179	7%	93	7%	31	2%
25～29歳	496	10%	307	12%	125	10%	64	5%
30～34歳	591	11%	309	12%	153	12%	129	10%
35～39歳	458	9%	214	8%	74	6%	170	13%
40～44歳	509	10%	306	12%	81	6%	122	9%
45～49歳	872	17%	438	17%	209	17%	225	17%
50～54歳	1,004	19%	413	16%	290	23%	301	22%
55～59歳	736	14%	297	12%	179	14%	260	19%
60～64歳	180	3%	88	3%	43	3%	49	4%
65～69歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	5,184		2,579		1,254		1,351	



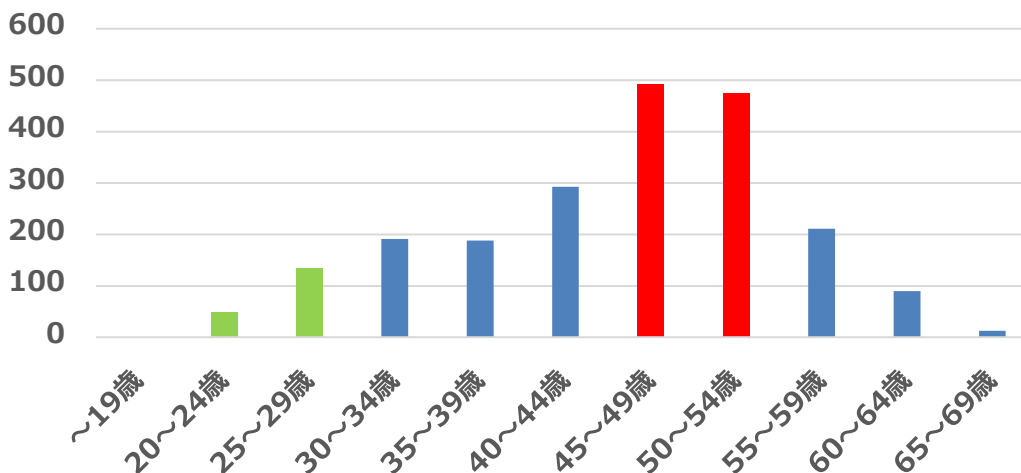
※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

# 従業員の人員構成④（東京電力EP）

## 総人員



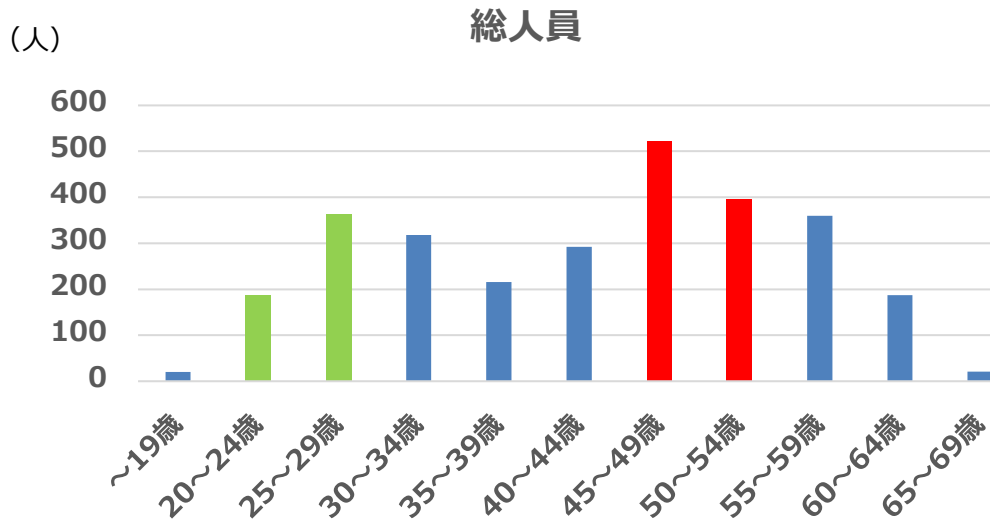
## 販売部門人員



年齢	経費対象人員等					
	人員 (人)	割合 (%)	販売部門 人員	割合 (%)	一般管理部 門人員	割合 (%)
~19歳	0	0%	0	0%	0	0%
20~24歳	51	2%	49	2%	2	0%
25~29歳	168	7%	134	6%	34	8%
30~34歳	232	9%	191	9%	41	10%
35~39歳	248	10%	188	9%	60	14%
40~44歳	346	14%	293	14%	53	12%
45~49歳	577	23%	491	23%	86	20%
50~54歳	584	23%	474	22%	110	26%
55~59歳	246	10%	211	10%	35	8%
60~64歳	92	4%	90	4%	2	0%
65~69歳	15	1%	13	1%	2	0%
合計	2,559		2,134		425	

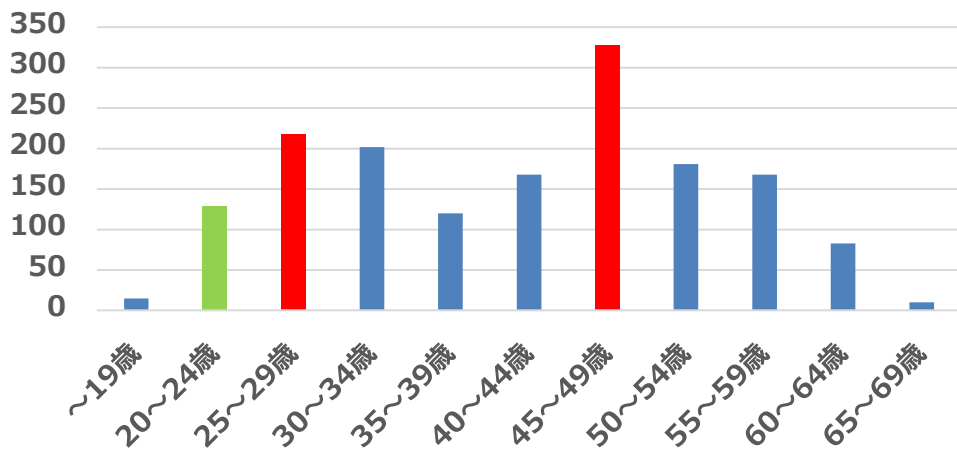
※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

# 従業員の人員構成⑤（北陸電力）

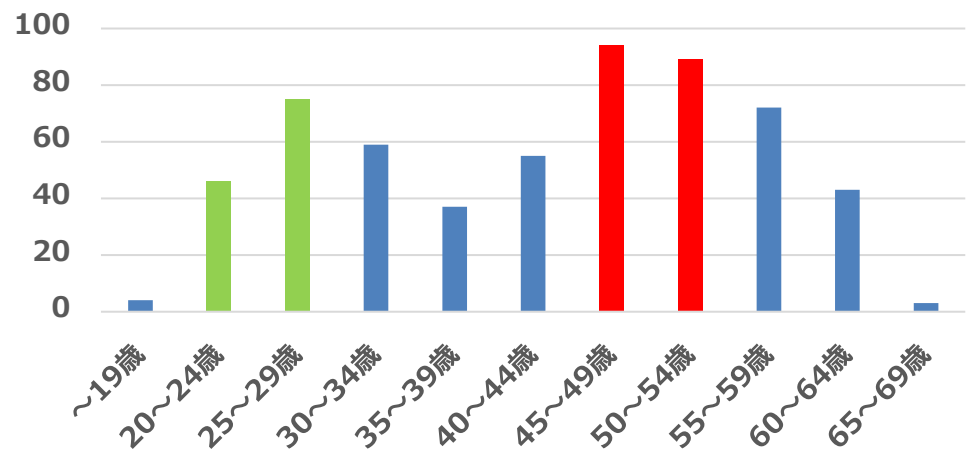


年齢	経費対象人員等							
	人員 (人)	割合 (%)	発電部門 人員	割合 (%)	販売部門 人員	割合 (%)	一般管理 部門人員	割合 (%)
～19歳	20	1%	15	1%	4	1%	1	0%
20～24歳	187	6%	129	8%	46	8%	12	2%
25～29歳	363	13%	218	13%	75	13%	70	10%
30～34歳	318	11%	202	12%	59	10%	57	8%
35～39歳	216	7%	120	7%	37	6%	59	9%
40～44歳	292	10%	168	10%	55	10%	69	10%
45～49歳	522	18%	328	20%	94	16%	100	15%
50～54歳	395	14%	181	11%	89	15%	125	18%
55～59歳	360	12%	168	10%	72	12%	120	18%
60～64歳	187	6%	83	5%	43	7%	61	9%
65～69歳	21	1%	10	1%	3	1%	8	1%
合計	2,881		1,622		577		682	

発電部門人員



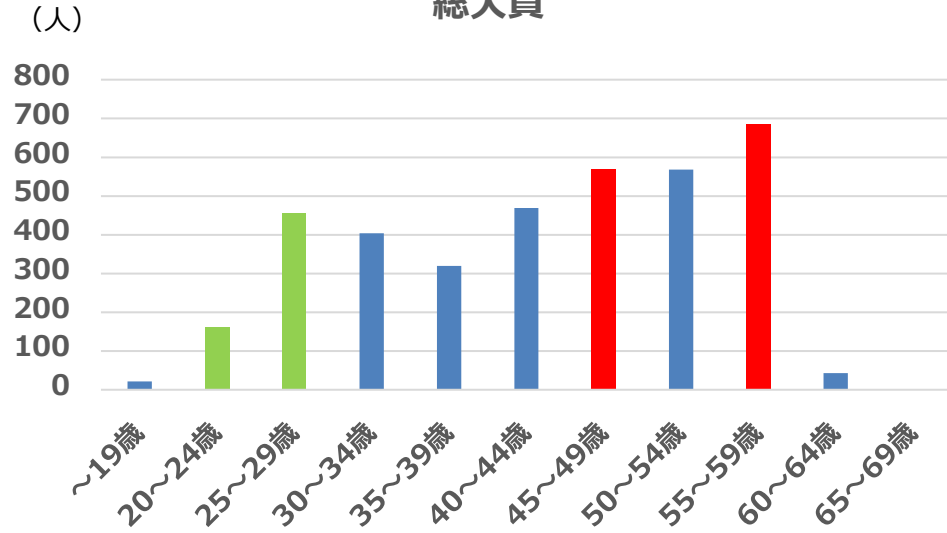
販売部門人員



※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

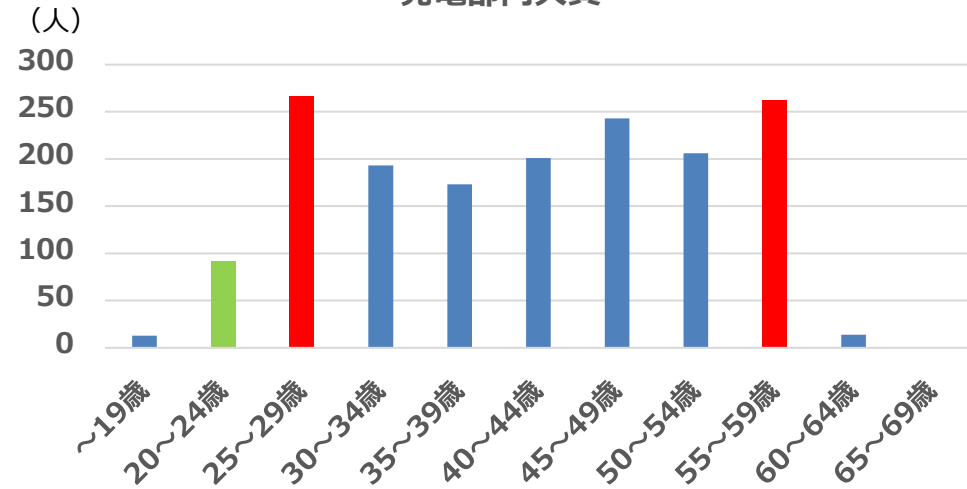
# 従業員の人員構成⑥（中国電力）

総人員

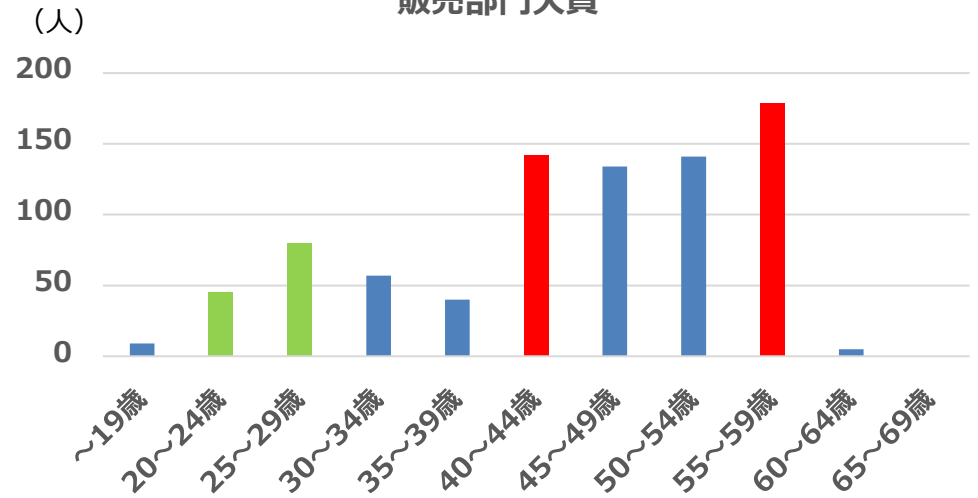


年齢	総人員							
	人員 (人)	割合 (%)	発電部門	割合 (%)	販売部門	割合 (%)	一般管理	割合 (%)
～19歳	22	1%	13	1%	9	1%	0	0%
20～24歳	161	4%	91	5%	45	5%	25	2%
25～29歳	456	12%	266	16%	80	10%	110	9%
30～34歳	404	11%	193	12%	57	7%	154	13%
35～39歳	320	9%	173	10%	40	5%	107	9%
40～44歳	469	13%	201	12%	142	17%	126	10%
45～49歳	570	15%	243	15%	134	16%	193	16%
50～54歳	568	15%	206	12%	141	17%	221	18%
55～59歳	685	19%	262	16%	179	22%	244	20%
60～64歳	43	1%	14	1%	5	1%	24	2%
65～69歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	3,698		1,662		832		1,204	

発電部門人員

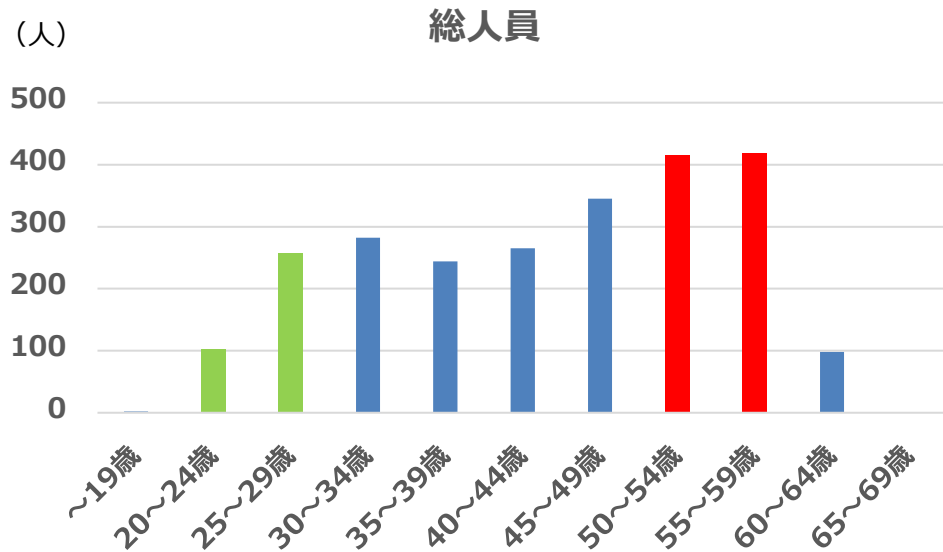


販売部門人員



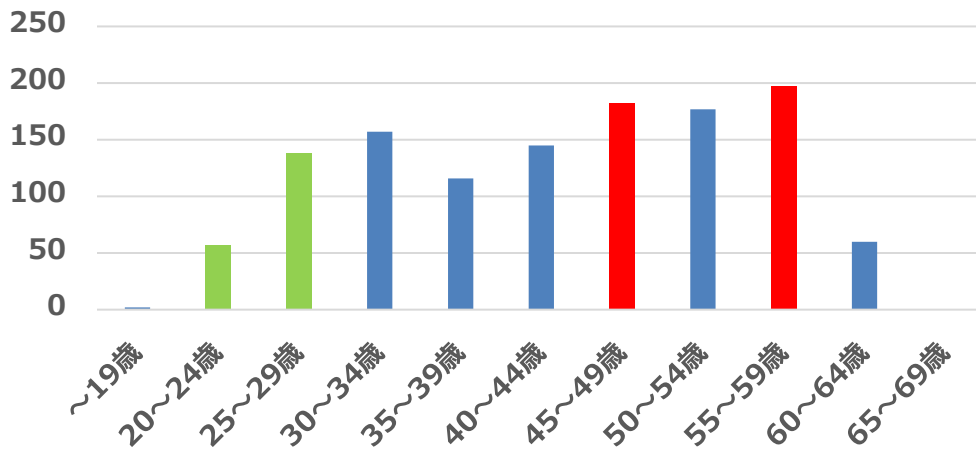
※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

# 従業員の人員構成⑦（四国電力）

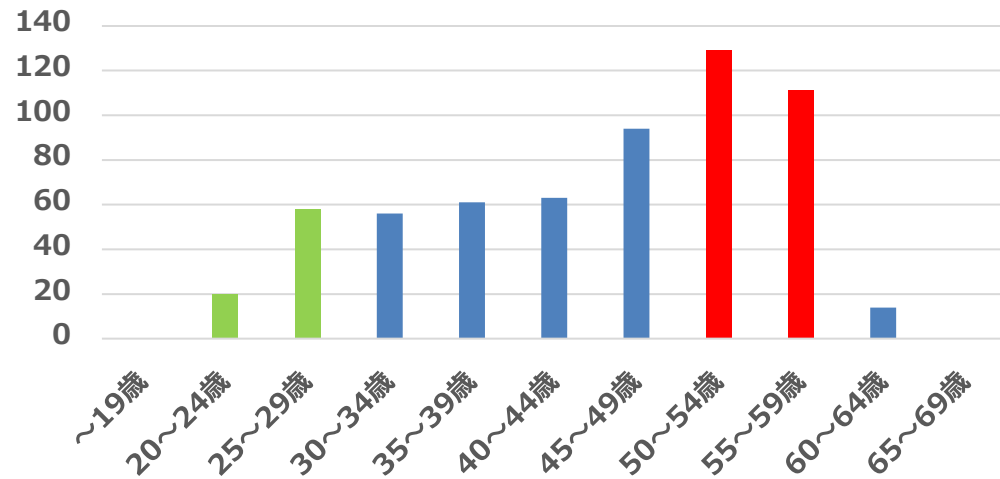


年齢	経費対象人員等							
	人員 (人)	割合 (%)	発電部門	割合 (%)	販売部門	割合 (%)	一般管理部 門	割合 (%)
～19歳	2	0%	2	0%	0	0%	0	0%
20～24歳	103	4%	57	5%	20	3%	26	4%
25～29歳	257	11%	138	11%	58	10%	61	10%
30～34歳	282	12%	157	13%	56	9%	69	12%
35～39歳	244	10%	116	9%	61	10%	67	11%
40～44歳	265	11%	145	12%	63	10%	57	10%
45～49歳	345	14%	182	15%	94	16%	69	12%
50～54歳	416	17%	177	14%	129	21%	110	19%
55～59歳	419	17%	197	16%	111	18%	111	19%
60～64歳	98	4%	60	5%	14	2%	24	4%
65～69歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	2,431		1,231		606		594	

発電部門人員



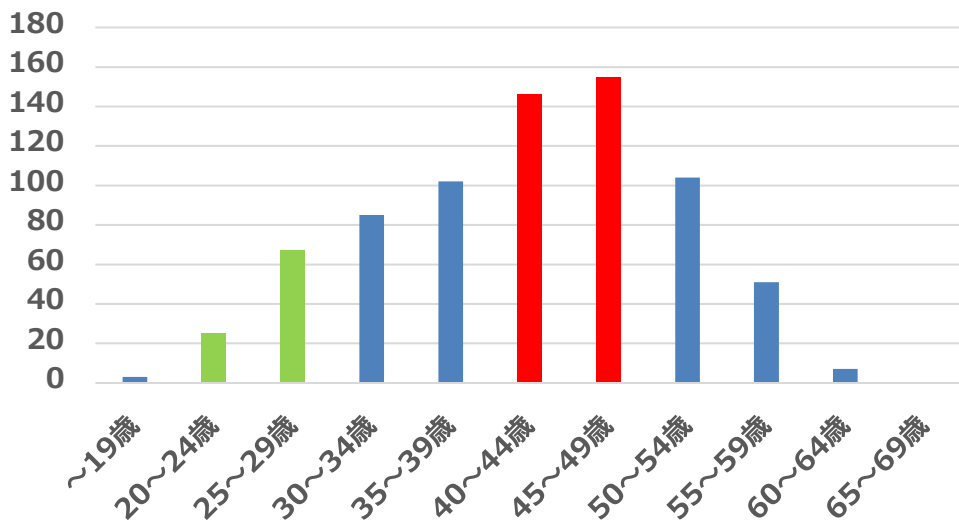
販売部門人員



※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

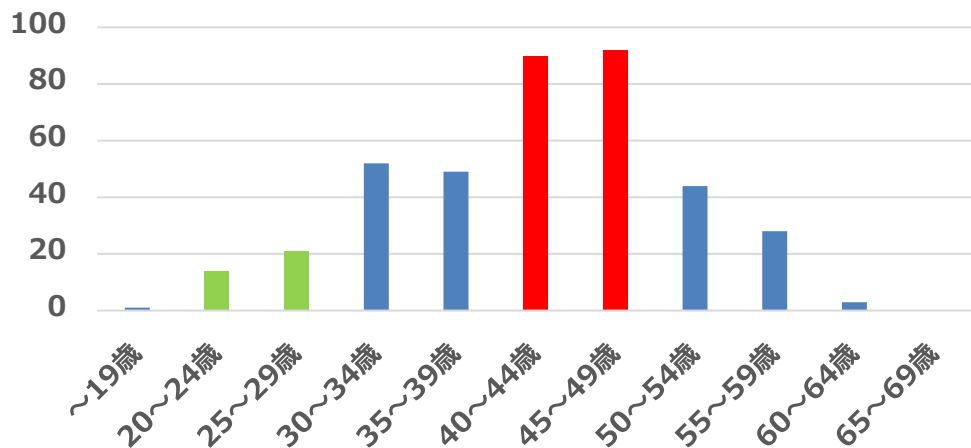
# 従業員の人員構成⑧（沖縄電力）

## 総人員

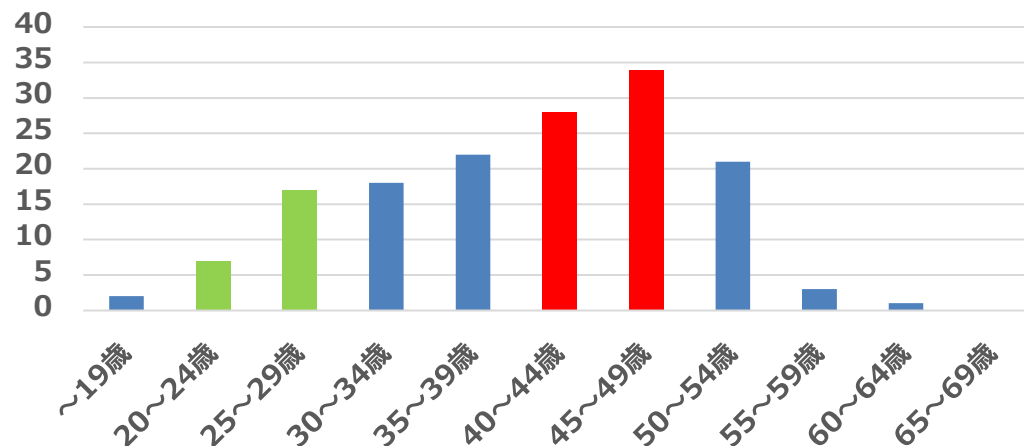


年齢	経費対象人員等							
	人員 (人)	割合 (%)	発電部門	割合 (%)	販売部門	割合 (%)	一般管理部門	割合 (%)
~19歳	3	0%	1	0%	2	1%	0	0%
20~24歳	25	3%	14	4%	7	5%	4	2%
25~29歳	67	9%	21	5%	17	11%	29	15%
30~34歳	85	11%	52	13%	18	12%	15	8%
35~39歳	102	14%	49	12%	22	14%	31	16%
40~44歳	146	20%	90	23%	28	18%	28	14%
45~49歳	155	21%	92	23%	34	22%	29	15%
50~54歳	104	14%	44	11%	21	14%	39	20%
55~59歳	51	7%	28	7%	3	2%	20	10%
60~64歳	7	1%	3	1%	1	1%	3	2%
65~69歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	745		394		153		198	

## 発電部門人員



## 販売部門人員



※グラフ及び表のうち、赤色は人員構成が多い年齢層、緑色は20歳代の年齢層 ※2021年度末実績

# 1. 人員計画（従業員の人員構成）

## 2. 人件費

- ① 従業員 1 人当たりの年間給与水準
- ② 従業員 1 人当たりの超過労働給与
- ③ 出向者給与負担
- ④ 退職給与金
- ⑤ 委託集金費
- ⑥ 雑給



# 人件費に係る主な論点

- 人件費のうち、検討課題となっていた以下の点に関し、これまでの専門会合の御議論を踏まえ、査定の方向性についてどのように考えるか。
  - ①従業員 1 人当たりの年間給与水準
  - ②従業員 1 人当たりの超過労働給与
  - ③出向者給与負担
  - ④退職給与金
  - ⑤委託集金費
  - ⑥雑給
- また、料金審査要領では、「**消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）**」については、**原則として原価への算入を認めない**こととしている。一方で、**消費者庁における主なチェックポイント（2022年8月）**では、「**料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか**」が含まれている。これらを踏まえ、「1人当たり年間給与水準」における賃上げの反映をどのように考えるか。

# 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準①（7事業者の申請値）

- 料金審査要領（※）において、従業員1人当たりの年間給与水準は、賃金構造基本統計調査（以下「賃構調査」という。）等を基に算定することとなっている。
- **北海道**は、申請時の最新の賃構調査（2021年）を基に、**1人当たりの年間給与水準を619万円**と算定し、これを原価へ算入している（**賃上げの反映は無し**）。
- **東京**は、**2021年度の給与支給実績値（現行水準）に、2023年度は3%、2024・25年度はそれぞれ1%の賃上げを反映し、1人当たりの年間給与水準を744万円**と算定している。ただし、**当該算定方法は賃構調査における企業平均値等を基にしておらず、どのように取り扱うべきか。**

※ 料金審査用要領（抜粋）：「給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、**地域間の賃金水準の差**については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。」「**消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。**」

（単位：万円）

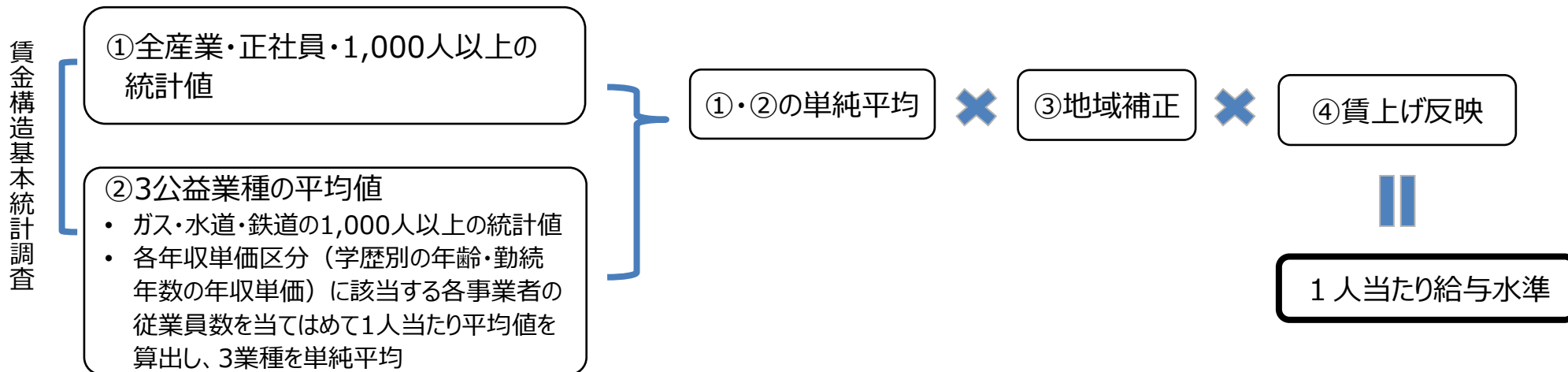
	申請原価	賃金構造 基本統計調査	3公益業種平均				地域補正 係数	賃上げ反映
			ガス	水道	鉄道	平均		
北海道	619	578.5	720	584	642	649	1.008	-
東北	626	578.5	756	623	678	686	0.992	-
東京	744※1	-	-	-	-	-	-	3%/2023年度 1%/2024、2025年度
	(738) ※2：マルクマール値	578.5	783.4	643.7	715.5	714	1.142	-
北陸	641	598.5	745	575	671	664	0.974	1.5%/年度
中国	612	578.5	772	625	686	694	0.962	-
四国	640	598.5	782	607	699	696	0.989	-
沖縄	672	578.5	809	630	720	720	0.985	3%/年度

※1：東京は2021年度の1人当たり給与支給実績（現行水準）に超過労働給として整理すべき当直手当・特別労働手当・特定勤務手当が含まれており、これらの手当を除いた場合の1人当たり給与水準は739万円となる。

# 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準②（算定方法の整理・査定の方向性）

- 7事業者の算定方法に差異が生じているが、あらためて、今般の審査における算定方法を以下のとおり整理することとしてはどうか。

## 【算定方法の整理】



- ✓ **整理 1**：上記①と②の統計値の参照年について、申請事業者の恣意性を排除する観点から、現時点における**最新の2022年賃構調査（2023年3月に厚生労働省より公表）を参照することとする。**
- ✓ **整理 2**：上記②の3公益業種の平均値の算定に用いる**従業員数の集計時点**について、申請事業者の恣意性を排除する観点から、**最新の2022年度末の実績値を用いることとする。**
- ✓ **整理 3**：上記③の**地域補正係数**の算定について、料金審査要領では消費者物価地域差指数、賃構調査、人事院調査値（※）等を参考にすることとなっているが、人事院調査は10年前のもので古く、直近の状況を反映されているとは言えないため、**消費者物価指数又は賃構調査を参照することとする。【詳細は後掲】**  
※国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差
- ✓ **整理 4**：**賃上げの反映**については、**原則、エスカレーションを認めないという審査要領に従って認めない。【詳細は後掲】**

# 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準③（地域補正係数の査定の方向性）

- 前ページの整理3に基づくと、7事業者の地域補正係数は以下のとおり。
- **北陸・中国**は、過去の査定方針で、「消費者物価指数と見比べたところ、大きな乖離が見られず、かつ、申請の水準は**消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっている**ことから、賃構調査又は**人事院調査を用いた補正方法は妥当**」とされたことを踏まえて、今回の申請では、人事院調査の値で補正した。ただし、人事院調査は、10年前のもので**直近の状況が反映されておらず**、原則、**消費者物価指数又は賃構調査を参照した補正**を行うこととしてはどうか。その場合、**北陸・中国は、人件費の申請額を超えない範囲で補正を認める**こととしてはどうか。
- **東京**は、賃構調査の「10人以上」の統計値を参照した「**1.142**」を補正係数としているが、「1,000人以上」の2022年統計値を参照した「**1.135**」を補正係数とすべきではないか。

	A：消費者物価指数地域 差指数（2021年）	B：賃構調査（統計に従業員数を当てはめて加重平均した値）		C：人事院調査 （2012年調査を最後に廃止）	査定の 方向性
		2021年	2022年		
北海道	1.008	0.812	0.702	0.943	1.008
東北	0.992	0.868	0.860	0.943	0.992
東京	1.016	1.142（10人以上）	1.135 （1,000人以上）	1.042	1.135
		1.094（1,000人以上）			
北陸	0.989	0.898	0.865	0.974	0.989
中国	0.988	0.925	0.912	0.963	0.988
四国	0.989	0.904	0.867	0.963	0.989
沖縄	0.985	0.831	0.841	0.960	0.985

※赤字は各事業者の申請原価の地域補正係数、青字は査定の方向性として示す地域補正係数

## 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準④（賃上げの反映の取扱い）

- 今回の料金改定申請で、一部の事業者は賃上げ（最大3%/年）を織り込んでいるが、料金審査の原則に従えば、賃上げは認められない。また、パブリックコメント（国民の声）では、人件費の削減を求める声もあり、慎重な審査が必要。
- 一方で、消費者庁における主なチェックポイントでは、「料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか」が提示されている。
- こうした中で、料金審査要領の原則を尊重しつつ、以下の方向性で対応することとしてはどうか。
  - ① 料金審査要領の原則に基づき、厳格に査定を行うこととして、人件費のうち賃上げ分の算入は認めない。
  - ② 一方で、本年3月に厚生労働省から最新の統計値（令和4年賃金構造基本統計調査）が公表されたことから、当該最新の統計値に基づく再算定を行い、原価上の人件費が、申請額を上回らない範囲で変わることは許容する。（これは過去の審査とも整合的である。）
- なお、地方議員を兼務している従業員について、議員活動分に対する給与については、7事業者とも原価算入していないことを事務局で確認した。

## 【参考 1】賃金構造基本統計調査の比較（2021年・2022年統計値）

- 本年3月に、厚生労働省から最新（2022年統計値）の賃構調査が発表された。
- **2021年統計値と比較**すると、①「全産業・正社員・1,000人以上」の平均値は16万円増加、②3公益業種の平均値は10万円減少し、これらの単純平均は、3万円増加する（詳細は下表を参照）。

<賃金構造基本統計調査の比較（2021年・2022年統計値）>

（単位：万円）

	2021年	2022年	2022年-2021年
①全産業・正社員・ 1,000人以上	579	595	+16
②3公益業種平均	610	600	▲10
ガス	674	696	+22
水道	581	555	▲26
鉄道	576	551	▲25
上記①・②の平均値	595	598	+3

# 【参考2】最新の賃金構造基本統計調査値に置き換えた場合の給与水準（試算）

## 1. 賃構調査2022年統計値で補正した場合（2022年度末人員）

（単位：万円）

	試算値	全産業・正社員・ 1,000人以上	3公益業種平均（各事業者補正值）				地域補正 ※1
			ガス	水道	鉄道	平均	
北海道	628	595.3	775	573	601	650	1.008
東北	636	595.3	815	605	638	686	0.992
東京	745	595.3	852	620	677	716	1.135
北陸	624	595.3	796	591	615	667	0.989
中国	635	595.3	826	607	640	691	0.988
四国	637	595.3	826	611	642	693	0.989
沖縄	644	595.3	860	616	660	712	0.985

※1：地域補正は東京は賃構調査（2022年）を、その他事業者は消費者物価指数（2021年）を用いた数字

## 2. 7事業者の申請値（賃構調査2021年統計値等による算定）【再掲】

（単位：万円）

	申請原価	全産業・正社員・ 1,000人以上	3公益業種平均（各事業者補正值）				地域補正 係数	賃上げ反映
			ガス	水道	鉄道	平均		
北海道	619	578.5	720	584	642	649	1.008	-
東北	626	578.5	756	623	678	686	0.992	-
東京	744	-	-	-	-	-	-	3%/2023年度 1%/2024年度、2025年度
	(738) ※メルマール値	578.5	783	644	716	714	1.142	-
北陸	641	598.5	745	575	671	664	0.974	1.5%/年度
中国	612	578.5	772	625	686	694	0.962	-
四国	640	598.5	782	607	699	696	0.989	-
沖縄	672	578.5	809	630	720	720	0.985	3%/年度

# 【参考3】消費者庁における主なチェックポイント

消費者庁資料を  
事務局にて一部加工

## 公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての 消費者庁における主なチェックポイント

令和4年8月19日  
消費者庁

### ①決定過程の透明性の確保

- 所管省庁の審議会等における審議過程が公表されているか

### ②消費者参画の機会の確保

- パブリック・コメント等の実施により、利用者等の意見を聴取しているか
- 所管省庁の審議会等において、消費者団体等を参画させているか
- 認可等の後、改定内容に関して消費者に分かりやすく丁寧な説明に努めることとしているか

### ③料金の適正性の確保

- 法令等に基づいた適切な料金が算出されているか
  - ・ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないか
  - ・ 不当な便乗値上げとなっていないか
  - ・ **料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか**
- 料金の算定基準等が公表されているか

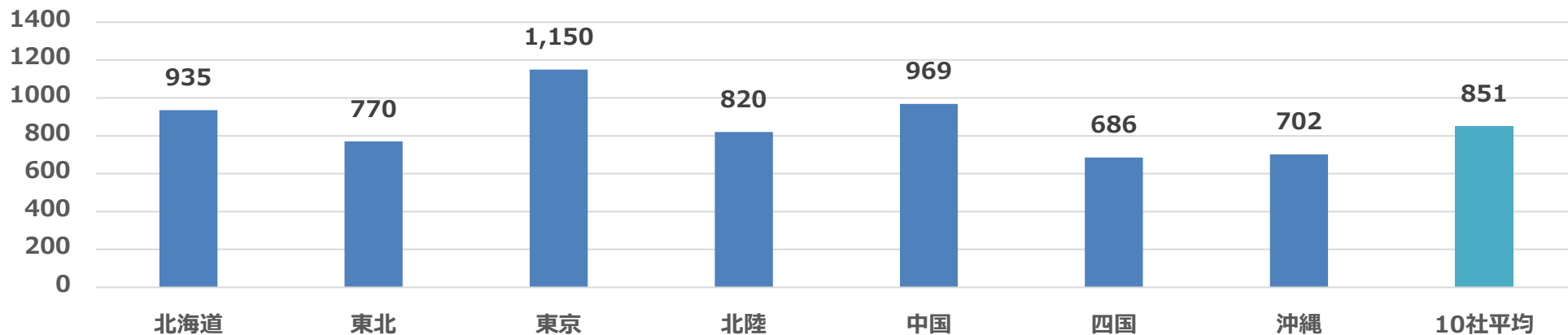


# 給与手当：従業員1人当たりの超過労働給与（査定の方向性）

- 第36回会合で、超過労働給与については、一般電気事業者の平均値（申請年度の前年度の平均値）と比べ、上回った場合には当該差分について査定する方針を確認した。
- 一方で、「超過労働給与」に含めている手当について、事業者によって差異があることから、過去の査定方針に倣い、「超過労働給与」は、年間給与水準に含まれない、「時間外手当」、「深夜手当」、「当直手当」、「特別労働手当」、「特定勤務手当」とする。
- 7事業者の平仄を揃えた上で、みなし小売電気事業者10社平均（2021年度）の水準と申請事業者の申請額を比べた結果、北海道・東京・中国が10社平均の水準を上回っていることから、この部分は料金原価から減額することとしてはどうか。

（単位：千円）

1人当たり超過労働給与（原価算定期間の3カ年平均）



※第36回料金制度専門会合資料を一部改変（事業者より「超過労働給与」に上の手当が含まれていない等の報告あり）

※10社平均は2021年実績の平均値。

## 出向者給与負担①（査定の方向性：総論）

- **7事業者**が、申請原価に算入した関係団体・企業への出向者の給与負担について、事務局で以下の観点から検証を行った。
  - ✓ 出向者の業務が電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものであるかどうか。
  - ✓ 他の電力会社や小売電気事業者などとの間で、自由競争の環境にある発電・小売分野の企業への出向があるかどうか。
- 公正・公平な競争を確保する観点から、自由競争の環境にある発電・小売分野の企業への出向者給与負担は、料金原価として認めない方向で検討してはどうか。
- これらの検証結果（査定の方向性）は次ページ以降のとおり。

## 出向者給与負担②（査定の方向性：北海道）

申請事業者	企業名	事業概要	出向者の業務	査定理由	過去の査定	グループ
北海道	環境省	地球環境保全、公害防止、自然環境の保護・整備その他の環境の保全等の環境問題を担当する行政機関	脱炭素に向けた取り組みを加速化するための「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した各事業に係る支援基準設定、寒冷地の脱炭素化に向けた取り組み検討業務	電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため		
北海道	関西電力株式会社	電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業 等	原子力発電所における当直業務 等	みなし小売電気事業者のため		
北海道	四国電力株式会社	電気事業、情報通信事業、エネルギー事業、建設・エンジニアリング事業、電気機器等の製造、電気事業に関連する研究開発などの事業	原子力発電所における当直業務 等	みなし小売電気事業者のため		
北海道	北海道パワーエンジニアリング株式会社	火力発電による卸供給、火力・原子力発電設備の保守 等	北海道電力の火力発電設備の定期検査工事に関する業務等	発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため	○	○
北海道	ほくでんエコエナジー株式会社	水力発電による卸供給、水力発電設備の保守、新エネ関連事業 等	水力発電設備の保守・管理	発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため	○	○
北海道	森バイナリーパワー合同会社	北海道茅部郡森町における地熱バイナリー発電事業	電気主任技術者としての電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督等、ボイラー・タービン主任技術者としての電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督等、発電設備の維持および運用、および自治体等との対応業務等	発電事業を行う事業者のため		
北海道	北海道バイオマスエネルギー株式会社	未利用間伐材を活用した小型分散型の木質バイオマス発電事業	設備の運用 管理、保全・改良に関する計画の立案、実施、評価 等	発電事業を行う事業者のため		
北海道	石狩LNG棧橋株式会社	石狩LNG基地のうちLNG運搬船からLNG燃料を受け入れる設備を当社と北海道ガスへ賃貸する事業	関係書類の決裁手続き、取締役会対応、関係箇所への提出資料の確認 等	ガス事業に寄与する業務も行っているため		○
北海道	株式会社グリーンパワーインベストメント	再生可能エネルギーによる発電を含む発電事業全般	石狩湾洋上風力発電事業に係る開発および建設業務	発電事業を行う事業者のため		
北海道	原子力エンジニアリング株式会社	原子力発電所の建設、運転、保守、プラント廃止に関わるエンジニアリング	原子力発電所の再稼働に起動準備および運転再開後の運用等の支援業務	他のみなし小売電気事業者（関西電力）の子会社のため		

# 出向者給与負担③（査定の方向性：東北・北陸・中国・沖縄）

申請事業者	企業名	事業概要	出向者の業務	査定理由	過去の査定	グループ
東北	東北自然エネルギー株式会社	・水力発電所の開発・運転・保守 ・地熱蒸気供給，地熱・水力発電事業 ・太陽光発電事業	・発電設備の工事計画策定・地点開発に係る自治体協議・発電設備保守業務，巡視点検，修繕工事・河川法許認可対応・地熱発電所蒸気基地の運営 ・発電所運転・業務品質管理 等	発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため	○	○
東北	東北電力エナジートレーディング株式会社	・電力・燃料を中心としたエネルギー取引	・デリバティブを活用した燃料価格変動リスクへの対応 ・燃料トレーディングによる需給変動への対応	登録小売電気事業者として登録された事業者のため		○
東北	鳥海南バイオマスパワー株式会社	・バイオマス発電による電気供給事業	・外航船の受入・荷役、発電所までのトラック輸送、在庫管理等の管理業務	発電事業届出事業者として届出をしている事業者のため		○
東北	原子力エネルギー協議会	・原子力事業者に対する効果的な安全対策導入への提言	・同組織が行う，原子力産業界全体における共通の課題に取り組み，効果的な安全対策の導入を促す活動等を支援	電気事業の遂行に必要な不可欠とは言い難いため。		
北陸	福井都市ガス株式会社	・都市ガス事業 ・小売電気事業の販売代理等	・保安関係業務・経営企画、料金企画、電気・ガスのセット販売	登録ガス小売事業者として登録された事業者のため		○
中国	株式会社エネルギー・ビジネスサービス	・中国電力分およびNW分の経理・労務等の間接業務	・中国電力分およびNW分の経理・労務等の間接業務の実施	NW業務従事者については発電・小売事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。		○
中国	水島エルエヌジー株式会社	・液化天然ガス受入基地運営事業、ガス導管事業	LNG船受入、荷役、貯残管理およびLNG基地設備運用管理	特定ガス導管事業者として届出された事業者のため		○
中国	瀬戸内共同火力株式会社	・火力発電事業	火力発電事業の実施	発電事業を行う事業者のため		○
中国	日本エネルギー法研究所	・エネルギーに関する法的諸問題の調査研究等	エネルギー関連法の研究業務、大学教授等の専門家により構成される研究班の幹事業務	電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。		
中国	一般財団法人日本エネルギー経済研究所	・国際エネルギー動向・情報についての収集、整理、分析 わが国のエネルギー市場、産業の動向分析等	国際エネルギー動向についての情報収集・分析、エネルギー市場、産業の動向分析等	電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。		
沖縄	FRT株式会社	・データセンター事業 ・コンタクトセンター事業	・電気料金の調定、集金、未収管理業務等 ・ビル設備の計画保守管理（データセンター関連）	DC関連従事者については、電気事業の遂行と密接に関連しているとは言い難いため。		○

※「過去の査定」欄の「○」は、過去の料金審査で原価算入を認めたもの。「グループ」欄の「○」は、グループ企業に該当するもの。

# 出向者給与負担④（原価への算入一覧：北海道・東北）

【北海道電力】24団体・事業者224名（査定：10団体・事業者58名）

出向先	人数	グループ 会社有無	査定
北電興業(株)	2	○	
北海道パワーエンジニアリング(株)	41	○	×
北電総合設計(株)	2	○	
ほくでん情報テクノロジー(株)	1	○	
ほくでんサービス(株)	78	○	
ほくでんエコエナジー(株)	5	○	×
北海道電力ネットワーク(株)	59	○	※1
石炭資源開発(株)	1		
日本原燃(株)	5		
環境省	1		×
原子力発電環境整備機構	4		
使用済燃料再処理機構	2		
国立研究開発法人新エネルギー・産業 技術総合開発機構	1		
森バイナリーパワー合同会社	3		×
北海道バイオマスエネルギー(株)	1		×
(株)ほくでんアソシエ	6	○	
石狩LNG棧橋(株)	1	○	×
関西電力(株)	1		×
四国電力(株)	2		×
日本原子力発電(株)	3		
一般社団法人電力中央研究所	1		
一般社団法人海外電力調査会	1		※2
原子力エンジニアリング(株)	2		×
(株)グリーンパワーインベストメント	1		×

【東北電力】26団体・事業者174名（査定：4団体・事業者52名）

出向先	人数	グループ 会社有無	査定
株式会社BWR運転訓練センター	1		
株式会社ユアテック	6	○	
株式会社東日本テクノサーバイ	2	○	
株式会社東北開発コンサルタント	4	○	
荒川水力電気株式会社	2	○	
石炭資源開発株式会社	2		
通研電気工業株式会社	3	○	
株式会社トインクス	15	○	
東北ポートサービス株式会社	1	○	
東北ポール株式会社	2		
東北計器工業株式会社	3	○	
東北自然エネルギー株式会社	26	○	×
東北電機製造株式会社	2	○	
東北電力エナジートレーディング株式会 社	20	○	×
東北発電工業株式会社	22	○	
東北緑化環境保全株式会社	1	○	
日本原燃株式会社	15		
東北電力ソーラーeチャージ株式会社	11	○	
東北電カリニューアブルエナジー・サービ ス株式会社	13	○	
鳥海南バイオマスパワー株式会社	5	○	×
一般財団法人省エネルギーセンター	2		
一般社団法人海外電力調査会	3		※2
原子力エネルギー協議会	1		×
原子力発電環境整備機構	7		
使用済燃料再処理機構	3		
国立研究開発法人新エネルギー・産業 技術総合開発機構	2		

※1：北海道電力ネットワークはネットワーク業務に携わる人員は原価不算入であることを確認済。

※2：海外電力調査会は団体費との二重計上になっていないことを確認済。

# 出向者給与負担⑤（原価への算入一覧：北陸・中国・四国・沖縄）

【中国電力】26団体・事業者210名（査定：5団体・事業者38名）

出向先	人数	グループ 会社有無	査定
株式会社エネルギーL & Bパートナーズ	1	○	/
中電プラント株式会社	9	○	
中電環境テクノス株式会社	15	○	
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	2	○	
株式会社エネルギー・ビジネスサービス	74	○	×（うちNW業務に従事する27名分※1）
水島エルエヌジー株式会社	6	○	×
株式会社パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス	20	○	
株式会社アドプレックス	2	○	
中国高圧コンクリート工業株式会社	1	○	
瀬戸内共同火力株式会社	3	○	×
大崎クールジェン株式会社	37	○	
株式会社エネルギー・スマイル	6	○	
イームル工業株式会社	2	○	
一般財団法人エネルギー総合工学研究所	1		
日本原燃株式会社	10		
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1		
日本エネルギー法研究所	1		×
一般社団法人日本電気協会	2		
一般社団法人海外電力調査会	1		※2
株式会社BWR運転訓練センター	1		
一般財団法人日本エネルギー経済研究所	1		×
石炭資源開発株式会社	1		
原子力発電環境整備機構	4		
一般社団法人原子力安全推進協会	4		※2
世界原子力発電事業者協会東京センター	3		※2
使用済燃料再処理機構	2		

※1：エネルギー・ビジネスサービスはネットワーク業務に携わる人員分（かつ電気事業雑収益での戻し入れもない人員分）は原価算入を認めない。

※2：海外電力調査会、原子力安全推進協会、世界原子力発電事業者協会は団体費との二重計上になっていないことを確認済。

※3：東京電力エナジーパートナーは出向者給与を申請原価に算入していない。

【北陸電力】7団体・事業者15名（査定：1事業者5名）

出向先	人数	グループ 会社有無	査定
使用済燃料再処理機構	2		
石炭資源開発株式会社	1		
北電テクノサービス株式会社	3	○	
福井都市ガス株式会社	5	○	×
北陸電力ウイズスマイル株式会社	2	○	
一般財団法人省エネルギーセンター	1		
氷見ふるさとエネルギー株式会社	1	○	

【四国電力】6団体・事業者43名（査定：無し）

出向先	人数	グループ 会社有無	査定
四電エンジニアリング株式会社	17	○	
四国計測工業株式会社	12	○	
原子力発電環境整備機構	3		
日本原燃株式会社	8		
石炭資源開発株式会社	2		
一般社団法人海外電力調査会	1		※2

【沖縄電力】7団体・事業者12名（査定：1事業者1名）

出向先	人数	グループ 会社有無	査定
沖縄グローバルシステム株式会社	2	○	
FRT株式会社	4	○	×（うちDC事業に従事する1名分）
一般社団法人日本電気協会	1		
沖縄電力健康保険組合	2		
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1		
三菱パワー株式会社	1		
一般財団法人電力中央研究所	1		

## 退職給与金①（退職給付水準：申請7事業者の概要・査定の方向性）

- 料金審査要領（※1）では、**退職給与金**について、人事院及び中央労働委員会の調査（※2）における労働者1,000人以上の企業の平均値を、**退職給付水準（1人当たりメルクマール）**として算定することとなっている。
- **北海道**は、人事院調査の**直近（令和3年）データ**と、中央労働委員会調査の**直近（令和3年）データの「定年の調査値」との単純平均値**を用いており、**過去の値上げ申請に係る査定方針と整合した算定方法**である（東北・中国・沖縄も同じ）。
- **東京**は、**過去3回の人事院調査データの平均値と、過去5回の中央労働委員会調査のうち最高値及び最低値を異常値として除いた平均値（※3）との単純平均値**である。
- このほか、中央労働委員会調査のデータについて、**北陸**が同社の定年者の勤続年数に合わせて「42年」を採用し、**四国（※4）**が令和3年調査を外れ値と考えて令和元年調査を採用している。
- 第36回会合における委員からの御意見を踏まえて、事業者が過去の料金改定で**統計の外れ値**として取り扱った**実例**があるかどうかを申請7事業者に確認したところ、**料金審査要領で参照することとされている統計について、事業者が外れ値として取り扱った実例報告はなかった。**
- 申請事業者の恣意性を排除する観点からは、**現時点における最新の統計調査結果を参照することが妥当**ではないか。

※1 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。

※2 人事院調査は「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」、中央労働委員会調査は「賃金事情等総合調査」。

※3 東京からの説明によれば、人事院調査は平成25年・平成29年・令和3年の平均値を採用し、中央労働委員会調査は、データサンプル数が少なくデータの変動が大きいことを踏まえ、過去5回の調査のうち最高値及び最低値を異常値として除いている。

※4 四国は、集計社数が9社と少ない中、最新調査の平均値が過去5回（平成23年から令和元年）の調査平均と比べて22%減少と大幅に引き下げられており、これを外れ値と考えている。

# 退職給与金②（査定の方向性：7事業者の退職給付の水準）

- 7事業者が、人事院調査データと中央労働委員会調査データから設定した退職給付水準（1人当たりメルクマール）は、以下①のとおり。また、実際に原価算入した退職給付水準は、以下②のとおり。
- 今回の審査における退職給付水準は、事業者間の公平性や事業者の恣意性を排除する観点から、過去の値上げ申請に係る査定方針と整合した方法によって算定される「2,210万円」とし、この水準を上回っている部分は料金原価として認めないこととしてはどうか。

## ①7事業者が設定した1人当たりのメルクマール

（単位：万円）単位未満は四捨五入

	参照統計	合計値
北海道 ・東北 中国・沖縄	人事院調査（R3）	2,409
	中央労働委員会調査（R3）【定年】	2,010
	<b>平均値（1人当たりのメルクマール）</b>	<b>2,210</b>
東京	人事院調査（H23,H28,R3の平均）	2,551
	中央労働委員会調査（H25,H27,H29の平均）【定年】	2,598
	<b>平均値（1人当たりのメルクマール）</b>	<b>2,574</b>
北陸	人事院調査（R3）	2,409
	中央労働委員会調査（R3）【42年】	2,037
	<b>平均値（1人当たりのメルクマール）</b>	<b>2,223</b>
四国	人事院調査（R3）	2,409
	中央労働委員会調査（R1）【定年】	2,679
	<b>平均値（1人当たりのメルクマール）</b>	<b>2,544</b>

## ②7事業者が実際に原価算入した退職給付水準

（単位：万円）単位未満は四捨五入

	退職一時金	確定給付企業年金	合計（申請値）
北海道	778	1,432	<b>2,210</b>
東北	881	1,329	<b>2,210</b>
東京	1,553	989	<b>2,542</b>
北陸	1,131	1,092	<b>2,223</b>
中国	1,189	1,021	<b>2,210</b>
四国	901	1,643	<b>2,544</b>
沖縄	1,053	1,154	<b>2,207</b>

今回の審査における退職給付水準  
（査定水準）

比較

査定水準を上回る分は減額

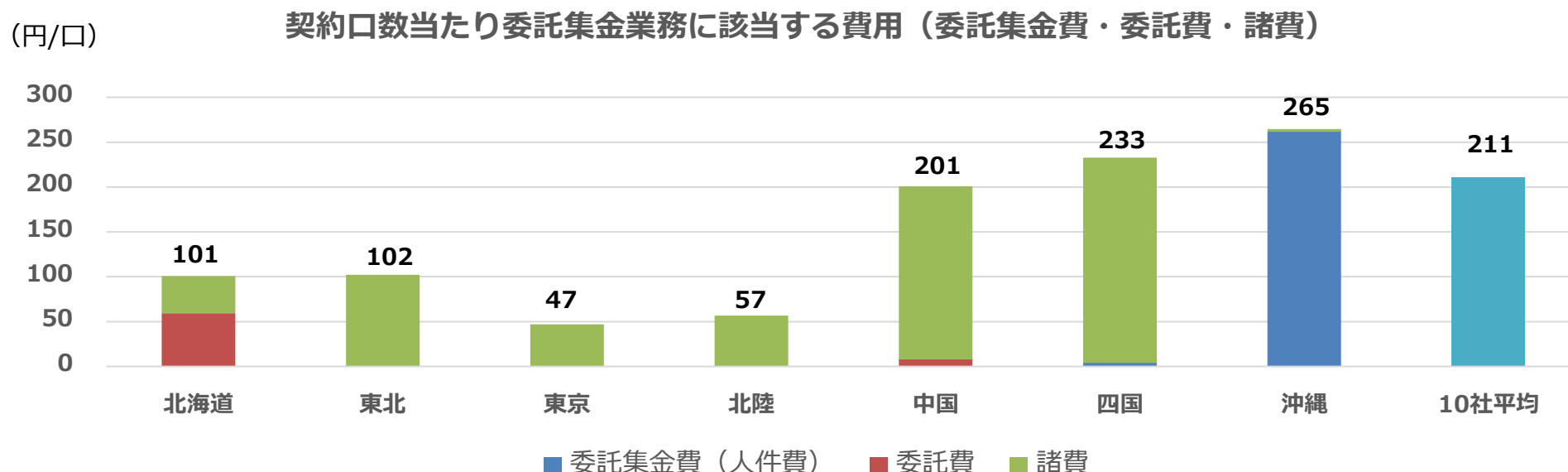


# 委託集金業務に係る費用（査定の方向性）

- 第36回会合では、**委託集金業務（集金及び検針結果を需要家にお知らせする業務）の会計整理が事業者によって異なる場合**（※）には、当該費用に揃えて契約口数当たりの生産性を比較することとしてはどうか、との御意見をいただいた。

※事務局が各事業者に聴取した結果、委託集金費、委託費、諸費（郵送費等）で整理。

- また、この生産性を比較する指標は委託集金業務が契約口毎に発生することを踏まえ、**契約口数当たりの単価（円/口）で比較**することが適切であると考えられる。
- その結果、**沖縄は委託集金費が、四国は諸費が10社平均を上回っており、その部分は料金原価から減額**することとしてはどうか。



※委託集金業務に該当する費用及び契約口数は、原価算定期間（2023～25年度）における3ヶ年平均値。

※10社は2021年実績値。 ※諸費（検針結果通知の郵送費等）について、有料化等による電気事業雑収益を原価上算入している場合は、当該分を差し引いた数字。

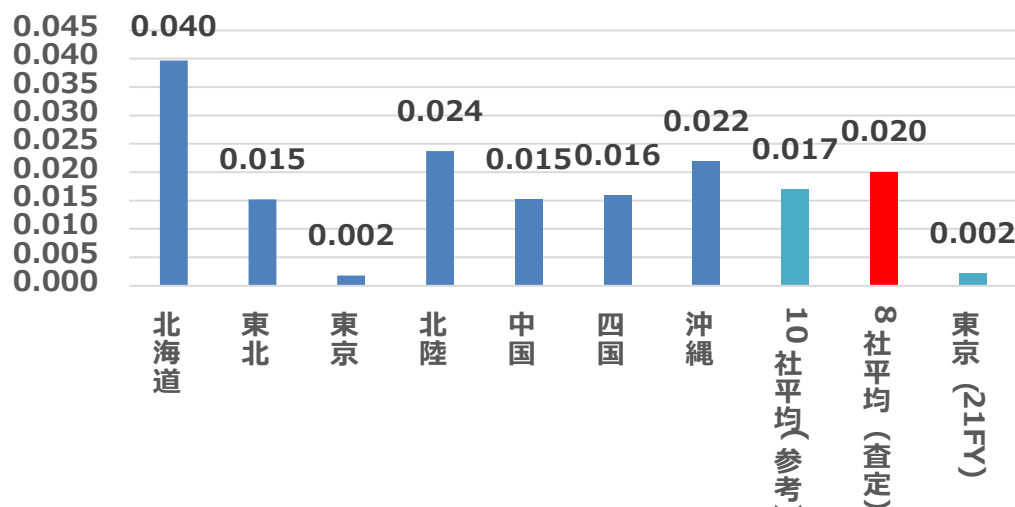
# 雑給（査定の方向性）

- 第36回会合の御議論（人員計画における1人当たりの生産性の比較は再雇用者と無期雇用者も含めて比較）及び過去の査定方針（総販売電力量当たりの単価で比較）を踏まえ、今回の査定は以下の方針で行うこととしてはどうか。
  - ✓ 雑給は全ての部門でかかりうる費用であるため、**総販売電力量当たりの単価で比較**する。
  - ✓ **査定の水準とする他社平均**は、発電部門を有さない東京・中部を除いた**8社平均と比較**する。
  - ✓ なお、再雇用者と無期雇用者の給与を「雑給」で会計整理している**北陸・沖縄**（※東京は無期雇用者のみ「雑給」に整理）は、**当該給与分を除いた雑給で比較**する。
- その結果、北海道・北陸・沖縄は、総販売電力量当たりの単価が**8社平均の水準を上回っており、その部分**は**料金原価から減額**することとしてはどうか。
- また、**東京**は、2021年の10社平均及び自社実績と比較し、申請原価がこれらの水準を下回ることを個別に確認した。

【総販売電力量当たりの単価（原価算定期間3ヶ年平均）】

（※単位未満は四捨五入）

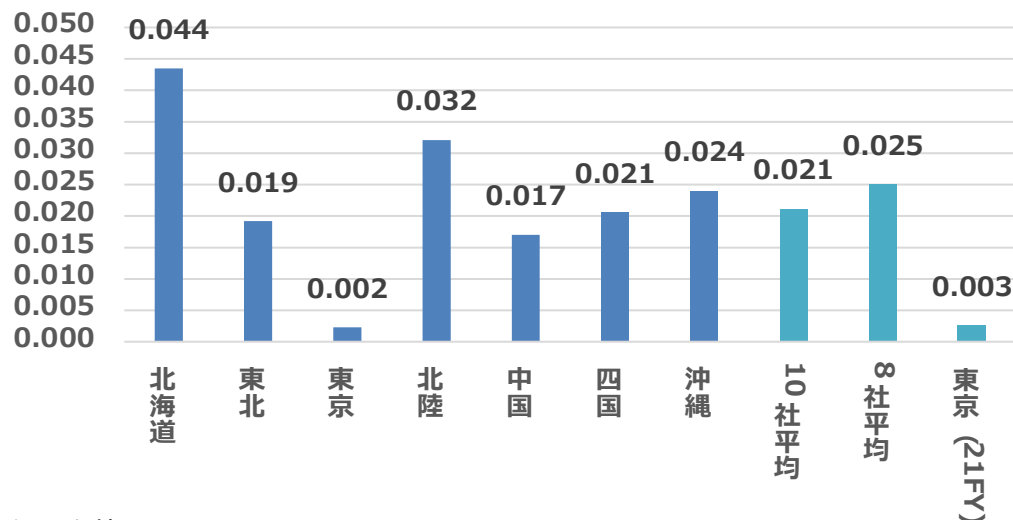
（円/kWh）



【参考：小売販売電力量当たりの単価（原価算定期間3ヶ年平均）】

（※単位未満は四捨五入）

（円/kWh）



※雑給及び総販売電力量（卸含む）は、原価算定期間（2023～25年度）における3ヶ年平均値。

※再雇用者の給与を「雑給」で会計整理している北陸・沖縄（※東京は無期雇用者のみ「雑給」に整理）については、当該給与分を除いた雑給の数値で算定。

※10社及び8社平均値は2021年実績値

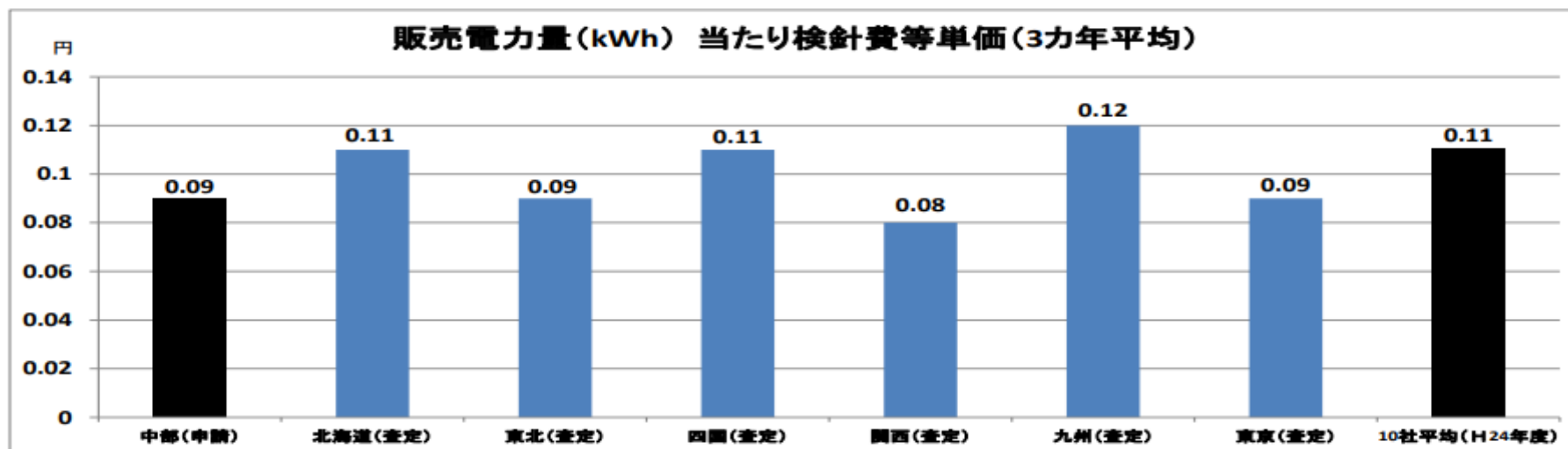
# 【参考】過去の規制料金の値上げ申請に係る査定方針案（抜粋）

2014年3月14日  
中部電力株式会社の供給約款変更認可申請  
に係る査定方針案より抜粋

## 検討の結果（委託検針費、委託集金費及び雑給）

### （12）委託検針費、委託集金費及び雑給

- 業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売量(kWh)あたりの平均単価と比較した結果、中部電力の申請は、この平均単価以下の水準であることを確認した。
- 地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除くべきである。



※ 中部(申請)は、集金にかかる費用は委託集金費と雑給に計上。

※ 北海道(査定)は、検針及び集金にかかる費用は全て「委託費」の原価として計上していることから、上記グラフの単価は、原価算定期間(平成25～27年度)における「委託費計上分」の原価と雑給の3カ年平均原価を、同期間中の平均販売電力量で除したものである。

※ 他社の販売量当たり単価は、原価算定期間(平成25～27年度)における委託検針費、委託集金費及び雑給の3カ年平均原価を、同期間中の平均販売電力量で除したものである。

※ 東京はH22年度、関西及び九州はH23年度、それ以外はH24年度の10社平均と比較。